令和８年９月農業委員会定例総会議事録

１　開催日時

令和８年９月２８日（月）

開会　午後１時３０分

２　開催場所

尾張旭市役所　２０１会議室（南庁舎２階）

３　出席委員

農業委員１１名

４　欠席委員

なし

５　傍聴者

なし

６　出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、補佐、主査、主事

７　議案等

報告事項１０　農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について

報告事項１１　登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について

８　会議の要旨

会　　長	本日は御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、１１名です。 定足数に達しておりますので、これより９月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、御異議ございませんか。
委　　員	【異議なしの声】
会　　長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、松原昭平委員、水野正光委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、御案内のとおり議案はございません。報告事項のみとなっております。 それでは、報告事項１０「農地法第４条及び第５条による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
補　　佐	それでは、報告事項１０「農地法第４条及び第５条の規定による届出の専決について」、説明させていただきます。 まず１の農地法第４条による届出は、２件で、合計面積は７９６．３４平方メートルです。 次に２の農地法第５条による届出は、７件で、合計面積は２，３７６．

	７８平方メートルです。 詳細は、別紙調書のとおりです。 なお、これらの届出については、市街化区域内の農地の転用であり、既に事務局において内容を審査し、受理していることを報告します。
補　　佐	続きまして、報告事項１１「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書を御覧ください。 【調書説明】 農地転用許可を受けていない事案である場合、転用許可を要しないものであるか否かを確認し、農業委員３人以上と事務局職員にて現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認するところです。 本件につきましては、令和７年１２月２４日付けで農地法第４条の届出を受理しており、無断転用ではないことが確認できましたので、令和８年８月２５日に事務局にて現地調査を行い、現況が非農地である旨を報告しております。 今後は、農業委員会からの回答をもとに、法務局の方で地目変更がなされることになりますので、御承知おきください。 報告は、以上です。
会　　長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
横井利夫 委　　員	受理通知をなくしたということでしょうか。
事務局	法務局にて地目変更登記申請を審査する中で、申請内容に疑義が生じたために、照会があったと思われます。
横井利夫 委　　員	事務局側が現場を確認し、非農地と回答したということですね。
事務局	その通りです。
飯沼勝則 委　　員	転用許可が下りた際、その時点で法務局で地目変更すればよかったが、それをしなかったために、今回のようなことが起きるのではないかと思いますが、このようなケースは結構あるのでしょうか。
事務局	許可を得た後、すぐには地目変更せず、期間を空けて地目変更手続きをしようとすると、現況と合っていないのではないか、ということで法務局から照会が入ることがあります。 農業委員会としては、許可を得ているのか、届出が受理されているのか、ということを確認し、法務局に回答していくものです。

会　　長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	特にございません。
会　　長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は１０月２８日(水)午後１時３０分から２０１会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。